

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

## 委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 24 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 3 年 11 月 10 日 午前 9 時 00 分 開会			
	令和 3 年 11 月 10 日 午後 0 時 40 分 閉会			
場 所	第 3 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	—	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	金行 哲昭	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	職 名
	—	—	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 3 年第 4 回定例会の運営について ①提出案件について ②会期及び日程 (2) 常任委員会の例月開催について (3) 政務活動による調査研究（研修または先進地視察への参加）の 取扱い基準について (4) 地域懇談会の日程について (5) 委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配 信（ライブ・録画）について (6) 令和 4 年度予算編成について (7) タブレット（ペーパーレス）について (8) 議員研修の開催について 2、その他 (1) 閉会中の継続調査事項について			

### 3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

#### (1) 令和3年第4回安芸高田市議会定例会の運営について

##### ①提出案件について

##### ②会期及び日程について

○熊高委員長

令和3年第4回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○内藤総務課長

令和3年第4回定例会に上程を予定している議案等について、本日現在の状況を説明する。

(議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議会提出案件について事務局に説明を求める。

(議案の概要について説明)

○森岡事務局長

○熊高委員長

質疑はないか。

○山本優委員

今回の人事院勧告の基本は何か。引き下げる理由を伺う。

○森岡事務局長

これは毎年見直しをかけるための基準の額を、全国的に同規模の中小企業と比べたとき、国家公務員の額が高いため、民間に合わせるために引き下げるというものである。

理由としては、コロナであるとかそういったことがあるのかもしれないが、全体的に下がっているというところで引き下げるものである。

○山本優委員

理由は分かっているが、コロナ対策、コロナで景気が悪くなったというのが根本だと思うが、これは給与改定ということで今回だけのことか。

○森岡事務局長

毎年、人事院勧告では見直しの提案がされている。今回だけということではなく継続的なものとして人事院勧告は発令される。去年は、幾らだったか記憶がないが上がっており、それが今回は下がったということである。

○山根委員

人事院勧告については、個人的というか議員として毎回態度を表明しているが、議会として人事院勧告を準用することについては、しっかりと考えていかなければならないのではないかということをおもい申し上げていた。

そのような中、今までは執行部が出すことに乗っかってきたと

いう経緯がある。今回議会として発議することになったという森岡事務局長の説明であったが、今後人事院勧告については、しっかりと議会としての態度を決めていくべきではないかと思う。

発議するのであればコロナの影響、そういうところをしっかりと抑えながら、議会としてどのように対応するかというところ、そういう根拠をもって、人事院勧告があるからという形ではなく、議会として社会情勢、また安芸高田市の財政状況、そういうところを見て手当についても考えるというところで給与について考えていくことが必要ではないかと思う。

○熊高委員長

そういう流れにすべきという提案ということか。

○山根委員

今回から発議という形をとるのであれば、その人事院勧告をもとに考えるか。議会として、なかなかその政情とかそういうところを分析することはできないと思うのでそういったことの代わりに人事院勧告を使う。こういう考え方でいくか。さらに言えば準用するという事は改めたほうがいいのかというのは個人的な考え方である。

○熊高委員長

準用するという事は人事院勧告に対してということか。

○山根委員

今まで、結果人事院勧告を執行部が挙げてきた。それを使って、議会もそれにのりという形になっていたことについて、私は違わずずっと言ってきた。

○熊高委員長

今回の発議のほうは山根議員としては良いという意見か。

○山根委員

そうである。

○児玉副委員長

山根委員の意見に賛成である。確かに今まで人事院に従っていたが、トータル的に人数とか報酬とかいろいろあるので、その辺のどこもひっくるめて常に議論していかないといけない内容じゃないかと思っているので、あくまでやっぱり議会としての主体性を持った意見というのを出していくべきじゃないかなと思っているので人事院の勧告よりもやはりいい機会なので、議会で議論を進めるほうが良いと思う。発議で。

○熊高委員長

今の御意見を伺う流れで言えば、人事院勧告を主体的に受け止めて給与改定をするという意見であると思うが、この内容を協議する場があるのか、この0.15という。このままいくかいかないかという中身についてはまだ議論が必要なのでは。人事院勧告では基本的に出してきたというか。それを議会がどう受け止めての議論はする場はあるのか。

○森岡事務局長

今回は1か月前の議会運営委員会である。1週間前の議会運営委員会の中で発議案は出てくる。出して協議をしていただき決めていく形になる。まだ人事院勧告の中身についてどういう形かというところは詳細なものを持ち合わせていないので、これからそれを調査していく。

- 熊高委員長                   これを全員協議会あたりで判断するというので今日は確認したということでよいか。
- 森岡事務局長               よい。
- 熊高委員長               人事院勧告等の取扱いについて、執行部から何かあるか。
- 内藤総務課長               人事院勧告について例年この時期に議会に説明しているが、国の動きとしてまだ国会が召集されていない。国で可決した後の動きとなってくるので、執行部としても今後、組合等々の協議もあるが人事院勧告の方針に従い前に進めていきたいという考え方を持っているが、今後議案等の取扱いをどのようにするかということについては未定であるため今回はまだ出てきてない。
- 熊高委員長               今の意見を総合的に整理すると、この人事院勧告に対応して検討していくという方向だと思うので、全員協議会等で皆さんに提案し議論するという形を今日確認したという整理でよろしいか。
- 山本優委員               今までは、発議という形ではなく執行部に乘っかってやっていたが、これを分けた理由は何か。
- 森岡事務局長               本来は、議員報酬の在り方について議会内で議論し決めていくべきもので、これまではアップ分が割とあり、アップ分について議会のほうから積極的に提案していくというのがいかなものかという雰囲気の中で、執行部にあまえてという訳ではないが、提案してもらい決めていたというところがある。ただ、上げるにしても下げるにしても、議会として本来は自ら行うべきものと思うので、基本に帰ってということではないが、そういった形に提案させていただいたものである。
- 山本優委員               確認した。
- 熊高委員長               災害やコロナなど、いろいろなことで議員報酬のカットなどの話も出ていたと思う。これはどこでどう話をすればよいのか。以前もあつたと思うがその整理もまだしてない。
- 森岡事務局長               以前、全員協議会とか、そういったところで議員の方からそういう提案があつたが、詳細についてはそこから先の話はない。そういうことからたたき台がないところで話は進められないので今のところはそのままの状況である。
- 必要であれば、その他のところで協議をしていただくようになるかもしれない。
- 國岡事務局次長            先日は、議員個人としての発議で調整されるという全員協での内容になっていたの、一応その影響額を例えば、期末手当だけのパターンと報酬月額が影響するパターンとそれぞれ例年検討されるときの影響額の試算表をつくって一度提出できる状況までは準備しているの、もしそういう必要があれば提出をさせていただきます。
- 熊高委員長               まだそういう話をされた議員からの提案等は今のところない

ということか。これをきっかけに出る可能性もあるのでそれも含めて今話をした。全員協議会等でこの協議をする中で、また検討していければと思う。

それでは、この人事院勧告に対する協議というのは、能動的に取り組むをするという方向で全員協議会に諮ることで整理してよろしいか。

(よい)

この件に関しては、人事院勧告を能動的に議会が受けていくということの提案を、全員協議会に提案して協議していただくことにしたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

(会期及び日程について説明)

○森岡事務局長

○熊高委員長

○山根委員

質疑はないか。

2つの常任委員会が一日ずつということで、予備日はあるが、中身について、9月もそうだったが大変ボリュームのあるものになることもある。そのボリュームによっては、委員会を二日とってもらおうという考え方は今後あり得るか。

○熊高委員長

そういう状況になるようなら、また議会運営委員会を開いて日程変更することになると思うが、この予定で行こうということでは了解いただきたい。改めて必要な場合は調整をするということになるが、ただ最終日は決まっているので最終日も含めて議会運営委員会に変更することは可能ではある。

○山根委員

中身によっては一般質問の予備日があるので、前々とか考えていただけたらと思う。

○熊高委員長

前の日にやるのであれば、またそういう調整も必要と思われる。

○森岡事務局長

日程を追加するのであればまた議会運営委員会を開催させていただく。ただ、一日で済まないということであるなら、委員会は5時で終わらなくてはならないということはないので、引き続いて行い、一日で終わらずという考え方もある。そういったことも含めての考え方である。

○山根委員

集中力とかしつかりと審査できるかというところにかかってくる。そこのところはまた内容によってしつかりと考えていただきたいと思う。

○熊高委員長

確かに集中力の問題はある。ただ、仮に日程調整するにしても、後ろは21日と決まったが、これをずらしても大丈夫なのか。22日とか23日あたり。ここらの可能性はどうか。

○森岡事務局長

後ろにずらすということであるが、本日きれいセンターの組合

議会が 23 日を今のところ考えておられる。それを外した上で調整は可能とは思いますが、今のところは提案のみということでお願いしたい。

○熊高委員長

そういうこともあるので、早めにそこは調整して。芸北広域の議会運営委員長を私はやっているが、先ほど芸北広域の事務局長が来られ日程について提案された。そこも含めて事務局同士で調整しながら考えていきたいと思う。

○山根委員

執行部のこともあるので、そういうこともあり得るかどうかが余計な心配をしてしまったが、そういう状況になったときのことも考えて、臨機応変に対応できるようにお願いしたい。

○熊高委員長

議会運営委員会の皆さんも、そういう思いを持っていただき今後の検討をしていきたいと思うがよろしいか。

(よい)

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和 3 年第 4 回安芸高田市議会定例会の日程は、12 月 8 日開会、12 月 21 日閉会とし、会期を 14 日間とすることとしたが、先ほど山根委員から、委員会等の内容によっては検討が必要だと意見があった。その際は必要によって議会運営委員会で検討することとしたが、12 月 8 日から 12 月 21 日、14 日間の会期とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議はないので会期は 14 日間とする。

次回の議会運営委員会は 12 月 1 日を予定し、一般質問の締切りは 11 月 29 日正午とする。

以上で、令和 3 年第 4 回安芸高田市議会定例会の運営についてを終了する。

執行部はそのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休 憩 9 : 3 1

(執行部退席)

再 開 9 : 3 4

## (2) 常任委員会の例月開催について

○熊高委員長

再開する。

常任委員会の例月開催についてを議題とする。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

資料の裏面を見ていただきたい。先日、市長のほうから、常任委員会の例月開催についてということで、議長のほうへ書面がきたものである。内容については、全員協議会での提出案件に係る一連のやりとりの中で、議会側から全員協議会での市長報告は、

各常任委員会で受けることが適当と判断している。との回答があった。しかし、総務文教、産業厚生両常任委員会は、原則定例会の会期中しか開催していないため、適時性を欠くということで、十分な情報提供、意見交換の機会を確保するために、両常任委員会を月例開催するよう要望をするというものである。

例月開催を行う上での検討課題を御覧いただきたい。

1 つ目、閉会中の継続調査の課題であるが、執行部は閉会中の継続調査の申し出をした事件以外の報告はできないということがある。付記について、全ての事務事業について閉会中の継続調査の申し出を行う必要が出てくるということ。そして、全てのことをやろうと思えば、通年会期制を採用するという考え方もあるということ。

基本、委員会の例月開催というスタイルには、現在の議会のやり方とすればなっていない。そういったところでの課題がある。

2 つ目、委員会の開催の課題であるが、常任委員会の日程を二日間確保または同日に2つの委員会を開催する必要が出てくる。

予算決算に関する報告がなされる場合は、三日間確保または同日に3つの委員会を開催することが生じてくる。

3 つ目、協議・調整であるが、本来委員会は、審査または調査を行う場である。全員協議会のような協議・調整の場ではない。

また、議案の事前審査にならないように、注意する必要も出てくる。

そのほか会議規則、それから、会議規則に係る申し合わせ事項についての抜粋をしている。付記については、委員会において、執行部と意見交換を行う場合、委員の発言は委員個人の意見であり、委員会の意見ではないことを留意する必要がある。委員会の意見は、委員間で協議、討議を行いまとめた上で決定される。これは裏面の市長の文書の中で、意見交換の機会を確保するためというところのアンダーラインがあるところについて言及をしているものである。次に全員協議会は意思決定をする会議でないため、執行部との意見交換事項に関して議員間での協議・討議、採決はなされない。

各議員の考え方を参考に聞くことはできるが、各議員の意見が議会の意思と誤認されないように留意する必要がある。

質疑はないか。

常任委員会の例月開催については、する必要はないと思う。市長が申し出ている内容からいえば、今まで全員協議会で「報告」として報告してもらっていた。

市長が全員協議会で出ないという発言をされ出られないので、こういうことになったのかということであるが、通年議会、常任

○熊高委員長

○山本優委員

委員会はいらないと思う。

○大下委員

市長からの文書について、意見交換の機会を確保するためと書いてあるが、委員会は意見を聞く場ではない。基本的には委員会ということになれば正式な会議となる。ましてや委員会で発言したことをいちいち取り上げられても困る。

委員会としては、やる必要ないと思う。どうしてもやるのであれば意見交換なら全員協議会へ出てきてもらうしかない。

○山根委員

項目の1番、閉会中の継続調査について、課題として執行部は閉会中の継続調査の申出をした事件以外の報告はできないと書いてある。そういう中で、何のために今回市長が例月開催を求められているのか分からないが、現在、閉会中の継続調査の中で、生涯学習施設に関することというので総務文教常任委員会が閉会中の開会を求めたが、この事件の挙げ方では包括的すぎて特定性がなく、正しい手続を踏まなければ出ないというようなことを言われている。

こちらとしては11月5日に市長のほうに面談し、特定性についてもしっかりと緊急性があつて早急に行いたい。そして、美術館の休館と、そしてB&G、もうすぐにでも市長は、財団と改修そして助成についての話をするというのを聞いたので、その前に開催したいので出席を要請したものであるが、どうしても正しい手続という、市長の言われる正しい手続を踏まなければ、それをすぐにでも踏めば私は説明責任を行いますということで、そうであるならば、この課題になっている事件以外の報告はできないので、この事件として、今の市長は、議会が出して議決したものについて認められていないということなので、今後について、今の段階で、この例月開催を求めること自体が矛盾しているように思う。議会の議決をちゃんと認めておられるからこそ例月開催を求められたというのなら分かるが、閉会中の継続調査を認めない中で求めてこられることについては、私は何か理解できないところが今の段階でこれを見ている中では感じる。

私としては今回、閉会中の継続調査の申し出でも本当に平行線をたどっているのでは、通年会期制の必要があるのではないかと考えている。

○熊高委員長

今言われた、総務文教の委員として市長とやりとりしたというのは情報としては耳に挟んでいるが、正式に私も聞いてないし、議会運営委員会でそういったやりとりがあったという正式な報告もないので、まずそのところを整理をしていく必要があると思う。事務局のほうでこれまでの全員協議会に市長が出ないというところからずっと流れをもう一度整理をして、今回の市長からの例月開催ということも含めて、もう一度整理整頓しておく必要



があると思うが、今報告はできるか。先ほど山根委員が言われた、八千代B&Gとかのことを協議されたということであるが、議会運営委員会では正式には今日初めて聞くことなので、そこらを改めて報告をいただければと思う。全体のながれが見えなくなった。

今日の日程の中の3.その他、閉会中の継続調査事項についてというところで話をしようと思っていた。

今回、山根委員が言われたことが関係してきているので、ここで合わせてやっていったほうが良いと思う。でないこの話自体が整理できない。そういう考え方が市長にあるということ、あるいは議会がどうそれを受け止めるかということがある。

暫時休憩する。

○森岡事務局長

○熊高委員長

休憩 9:47

再開 10:03

○熊高委員長

再開する。

10時15分まで休憩とする。

休憩 10:03

再開 10:15

○熊高委員長

再開する。

いま議題(2)常任委員会の例月開催について協議したが、関係性も深いことから、3その他(1)閉会中の継続調査事項についてを協議したほうが、内容も確認ができるという判断に基づいて、議題の順序を変えたいと思うが、これに異議はないか。

これは内容についてが問題ではなく、常任委員会の月例の開催はできないということで返せばよいと思う。

その結論に至るまでに、委員会そのものの在り方というのを今回チェックしようということで資料も用意している。そのことの確認に付随して継続調査事項というのがあるわけである。

継続調査事項について内容どうこうではない。内容があるから月例の開催するしないという問題ではない。もうしないと言っているわけだからそれで返せばよいのではないか。

それだけでは済まないのではないか。

○大下委員

○熊高委員長

○大下委員

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:17

再開 10:41

○熊高委員長

再開する。

先ほど提案をした、閉会中の継続調査事項に移るということは取りやめる。常任委員会の例月開催についてに戻す。

休憩中いろいろ協議もあったが、(2)の常任委員会の例月開催について市長から文書での提案については、議会としては受けないという決定を皆さんに導いていただいた。

返事については、議長が休憩中に言われたように文書でということではなく口頭でということ、現在のところ返すのであろうと言われた。市長の申出に対する返答は、議長に一任するということがよろしいか。

(よい)

お諮りする。常任委員会の例月開催について、市長からの要望については受けないということで、議長から返事をするということとする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

### (3) 政務活動費による調査研究の取扱い基準について

○熊高委員長 政務活動費による調査研究の取扱い基準についてを議題とする。

前回の議会運営協議会で協議し、全員協議会に報告したが、このたび一定の基準について整理を行った。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長 (資料：「コロナ禍における調査研究の取扱い」について説明)  
○熊高委員長 意見はないか。

(なし)

お諮りする。政務活動費による調査研究の取扱い基準については、コロナ禍における調査研究の取扱い基準に基づくこととする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

### (4) 地域懇談会の日程について

○熊高委員長 地域懇談会の日程についてを議題とする。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長 地域懇談会の日程について、先般1月の下旬から、2月の上旬ぐらいの期間で開催することを確認いただいたところである。

詳細については係長が説明する。

○藤井係長 (資料：「地域懇談会の日程について」説明)

○熊高委員長 日程を中心に検討するが、まずどのあたりでやるかというのを絞る必要がある。2月の終わりは議会も入るので、1月の終わりから2月のはじめ、具体的に言えば、1月24日から、2月の10日の間ぐらいということに絞っていかざるを得ないと思う。その辺で場所も含めて、場所のことが1番であるから、まずは事務局で調整し、6会場の案を作ってもらいたいと思うがいかがか。

○國岡事務局次長 日程のことで1点確認をお願いしたい。夜間は凍結の恐れがあるため、例えば6町あるうちの、例えば幾つかは土日の日中に開

催することも日程に入れて事務局で調整してもよいか事前に分かればと思う。例えば、午前1町、午後1町とか、そういったことを視野に入れ提案させていただいて良いかどうか。それとも全て平日の夜にするか確認いただきたい。参考までに、この度の執行部が行った説明会は、平日と土日にやったところもある。例えば、そういった運用する場合は、今年度平日で開催されたところは、来年度は土日に持っていくとか、そういった調整もいろんな幅が広がる。その辺の考えを確認いただきたい。

○熊高委員長

冬場ということも含めて、夜間の時間も早く来ることもあり、そういった条件下でやるとすれば、土日の日中、午前・午後を含めて検討してほしいということであるが、意見はあるか。

○大下委員

時期的にいえば、夜は積雪や凍結があると思う。できるなら昼間でもやるという可能性を思ってもいい。ただし、人数が集まるかとかいうのは問題がある。

○熊高委員長

土日ということになると1月の下旬、2月の上旬の1月29・30日、2月の5・6日であるが、土曜日の午前中にできるかどうかということがある。絞っていくと29日の午後、30日の午前・午後、5日の午後、6日の午前・午後ということで6会場できるが、その辺りをとし事務局に準備してもらうことでよいか。

(よい)

これをもとに会場のこともあるので案を作ってもらうことで了解いただき進めたいと思う。

ほかに意見はないか。

(なし)

お諮りする。

地域懇談会の日程については、開催日は1月の下旬の29日・30日、2月の上旬の5日・6日、この辺りを開催日として調整する。開催時間については、日中に行うということから、午前中は午前10時前後からはじめ、午後は1時2時前後にはじめる形で時間設定を検討する。開催場所については、令和元年に行った会場を確保できるかということも含めて検討していただく。

そういった形で計画を練っていきいと思うが、これについて異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

#### (5) 委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配信 (ライブ・録画) について

○熊高委員長

委員会会議録のホームページの公開及び委員会の YouTube 配信についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

- 森岡事務局長 (資料：「委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配信について」説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
- 大下委員 議場を委員会で使用することに問題はないか確認する。
- 森岡事務局長 議場は必ずしも本会議だけということに限ったものではないので、そういった申し合わせをされれば運用を移行することは可能である。委員会を、委員会室じゃなく議場で行うのはよい。
- 熊高委員長 先日予算決算常任委員会を議場で行ったことと同様ということか。
- 大下委員 申し合わせをしないといけないと言われたが、今から作らないといけないのか。
- 森岡事務局長 書面にするしないは別として、議員全員に確認をいただく必要があるため全員協議会で諮っていただきたい。
- 山根委員 今回、ホームページでの公開と YouTube 配信を一緒に持ってこられているが、ホームページの公開の会議録の公開についての課題で、さらに会議録の作成、音声システムの導入の課題は一応出ているがちょっとよく分からないところがあって、会議録を作成する、全部筆記にすれば業務量も増大する。で、音声システムをやるにしても業務改善を行う必要がある。で、それぞれに課題がかなり大きい課題になると思うが、これをどうしたいのかっていうところがよく見えてこない。
- 委員会の YouTube 配信にしても、議場を使えばいいから議場を使ってやりたいという事務局の思いが入っているのか、先ほどの問題はない申し合わせでよいとのことであったが、どこまで求められているのかというところを、もう少しはっきり説明してほしい。
- 森岡事務局長 これはあくまでも議会改革の一環として取り組むべきものの中のものである。委員会会議録についても、全国的に公開が進んでいる。本市議会は遅れているという状況の中で、公開すべきものとして扱うべきであるという考えである。委員会の YouTube 配信についても、やはり委員会自体を外に発信していく市議会が増えている。そういったところで、本市議会についても情報公開を積極的にやっていくという取組の中では両方ともやるべきものと事務局のほうでは考えている。
- あくまでも議会がどういった方向性を持っていくかということであるが、事務局としてはそうすべきではないですかと提案するものである。議会としての気持ち、考え方次第である。
- 國岡事務局次長 以前から、議会に関する情報の、これまで以上に積極的な推進というところは取り組んでいるが、今年度の仕事目標の中で委員会に関する情報公開のさらに推進を挙げさせていただいている。

その中で、先ほど申し上げた委員会会議録の公開ができてなかったというところと、会議録の全文筆記をやってなかったという、二つが県下でも安芸高田市ともう1市だけであった。

住民の方からも、委員会の会議録の問い合わせもあったので、そこを今年度仕事目標にしている。

さらに、YouTubeの配信についてであるが、県下では恐らく4割の自治体が直接配信をしていたと思うが、こちらでも同時に多くの方から声をいただき、議会が何をしているか分からないという声もあった。そういったことから積極的な委員会活動の公開をしていくことを事務局としては考えており、まずこういった全体の取組について、皆さんの了解をいただければというところでお示しているものである。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

大体理解したが、議会改革を進めるべきであるがその中で、かなり予算もかかり、更には今業務量が増大するような形ではいけない。それを改善するためのシステムの導入ではあるがシステムもかなり経費がかかるので、そういうところをちゃんと他市町がどのように、うち1市だけ残っているということで、ホームページの公開についてどういうふうな、業務量を抱えながらやっていく良いシステムがあるのか、そういうところをしっかりと押さえながら進めていただきたいと思います。

○熊高委員長

進めていただきたいではなく、進めるかどうかというのを我々に委ねられているものである。

○山根委員

賛成である。

○熊高委員長

今予算のことも話に出たが、その後検討しているのか。

○國岡事務局次長

予算については、平成29年度からだと思うが、確保していた。本日初めて試行で使用しているが、全国約95%のシェアがあるアミボイスというシステムで、約400自治体が導入されている。平成30年度に1度導入を検討し、庄原市と江田島市に一度調査に行った。その当時は、県内ほかの自治体では全く導入はされていなかったが、今はほぼ全ての県下で有効活用されるということで、アミボイスと会議録の翻訳の業務委託を並行しながら運用している状況である。1番良い点は、この音声認識を使用すれば約1時間の会議が10分から15分でできるので、委員長報告書を作成する際に最大の効果が発揮されているということで、特に委員長報告でかなり良いという話を聞いている。

あと、以前調査したときとの違いは、今回市長部局でもいろんな部署が、例えばミーティングであったり、いろいろな会議録を起こしている部署があり、全庁的に使えばさらに他職員の業務量も大幅に軽減できるのではないかとということで、全庁的な視点で

の取組を総務部と連携をとり進めている状況である。

なお、他部署へは今日からの試行で案内する予定で、議会内では既に何回か試行しているが、他社メーカーと比べて現状ではアミボイスの認識率が各段と良いので、効果がかなりあるという見方をしている。

○熊高委員長

数年前から準備等、検討してきたということで、あとは議会としてこれを進めるように徹底していくかどうかということになると思う。議場ということも出ていたが、議場を使えば機器の問題等もすぐいろいろ課題解決にはなるが、やはり委員会としての場所、一定の確保が必要であるというようなことで全体がそういう流れになっているので、議場を有効活用するということになれば機器の部分にしてもかなり節約ができるが、それで本当に全体の運用は上手くいくかどうかということも課題としてあると思うので、こういった方向でいろんなものを集約して具体的に進めるようにしてみて、これで行こうということを決定すれば、事務局のほうでさらに詰めをしていただくということになると思うが、そういった方向でよろしいか。

○山本優委員

良いことだと思うので、どんどん進めてもらいたいと思う。

○熊高委員長

事務局が言うように、我々がおんぶにだっこではなしに、我々がするものだという認識を、全議員に議会運営委員会としてもそういう方向にしたのだと。だから皆さんもしっかり一緒になって取り組もうというふうな姿勢を持つということで、これが決まれば全員協議会等に諮っていきたいと思う。

お諮りする。委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配信については、先ほど事務局が資料に基づいて説明した課題あるいは対応策というものをしっかり具体化していくという方向で、議会自らが能動的に動いてやろうという方向を議会運営委員会で確認し全員協議会に諮ることとする。これに異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

#### (6) 令和4年度予算編成について

○熊高委員長

令和4年度予算編成についてを議題とする。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

(資料：「令和4年度予算編成方針について」により説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

政務活動費の執行率が悪いのは、政務活動費を請求している個人の活動範囲内であるため削減の対象にすべきかどうかというのはある。全体で78万1千円下げろという話だがちょっと難しい気がする。皆さんと協議するのだろうが難しいと思う。

○森岡事務局長

78万1千円の根拠は、シーリング対象である令和3年度の当初予算の義務的経費、維持補修費施設管理経費、一般事業費といった、議会には建設事業費はないので、そういったものの中から95.5%、積み上げた場合は78万1千円が削減対象ということである。

政務活動費の考え方について、今は本市独自の運用でかなりクリーンな使い方をしていただいている。クリーンなものを求める余りに執行率も下がってきている状況があるということは見込めるが、ただあまりにも残額が目立つ。事務局としても予算編成をする際にあたり、ヒアリングを受ける中でやはり目立つところを突かれる。そういうことがあるので、政務活動費についても削ったほうがいいのかという指摘は出てくる可能性があることから、削減していくことについてもやぶさかではないということをお含みおきいただきたくという説明である。

○國岡事務局次長

昨年度から当初予算の審査の着眼点、それから決算審査の着眼点を皆さまにお配りした。特に決算審査の場合において、執行率や不用額についてしっかり確認するようになっていたので、一般的に考えたら今の当初予算に対する執行率が、令和元年度45%、平成30年度34.95%で、平成29年度45.7%であった。実際に交付された額に対する執行率が、令和元年58.3%、平成30年度44.9%、平成29年度58.8%だったので、一般的に不用が含まれているのではないかと懸念し話をさせていただいた。

○熊高委員長

確認であるが、政務活動費は条例で月3万円と決まっており、この条例に対して、予算としては議員分を請求しているということか。

例えば、条例ではそのように規定されているが、その60%を予算要求するということは可能なのか。

○森岡事務局長

あくまでも条例に基づく予算編成であるので、条例の60%の予算編成自体あり得ない。よって、減らした額を予算に組むということになれば、まずは条例から変えていく必要がある。

○熊高委員長

例えば、議員16名のうち、全く使用しない議員、極端に使用額が少ない議員、ある程度使う議員と、そういう内部でも差があることに対して調整できるかどうかということも含め、条例どおり満額請求する必要があるのかというところがどうなのかなと思ったが、このことについて検討の余地はあるのか。

○森岡事務局長

検討の余地はない。

○熊高委員長

そういうことを含めて考えないといけないということか。

○森岡事務局長

そうである。

○児玉副委員長

全員協で議論するのか。

○熊高委員長

議論するが、議論の材料になると思うので、こういう形でシー

リングをするということを認識してもらう。先ほどの議会改革の設備のこともある。そこらは逆に予算が増える可能性がある。全員協議会で話をしても具体的に話をしないとなかなか分からないと思う。シーリングが78万1千円だというだけでは。そこらも含めもう少し内容を具体的に説明する必要があると思う。質問等あれば事務局は答えられるように準備してほしい。

○山本優委員

政務活動費は、条例で月3万円と決まっているので削減するならもう条例で月2万5000円にするか2万円にするかとかという方法しかないと思う。それで全員協議会で政務活動費を下げるのか下げないのか議論してもらえばいいと思う。

○熊高委員長

先ほど話があった執行率の問題があり、執行率が一つの目安になるというのが1番ポイントになるのだと思う。執行率は各議員によって随分違う。その辺がそのままいいのかどうかというのはあるが、事務局の見解では、条例に基づき満額請求するというのが予算要求の形だということでその辺がすんなりいくのかという思いがあったので確認した。そこら辺も含めて全員協議会へ提案する。皆さん質問が出たら、そういうふうに答える準備をしてもらいたい。

○児玉副委員長

財政の関係でいうと、定数も減らしてきて基本的にはもう今の財政が厳しいということで定数を減らしてきていたりしている。

これ、単年度で長期プランが要るのではないと思う。議会でも。例えば定数を減らしましたと、そうしたら一気に1千万円近くが減るわけである。でも翌年度から減った分からまたシーリングがかかるわけである。それでは短期の分と長期の分を立てないと、削った分だけどんどん減っていく。そういうことも考えていかないと難しいのだろうと思う。そこらはしっかり執行部のほうに話をしていかないと。

○森岡事務局長

そういった考え方もある。ただ、議員報酬はシーリングの対象ではないので、いくら議員の数を減らしたといっても議会の事務費の削減対象外である。考え方が違う話になる。

○児玉副委員長

そこが1番厄介で減らした金は結局どこへ使われるのか色々議論はあると思う。議会は一生懸命減らした。でも残った金はどうしたのかといったら、総額で減らしてない執行部が使うのに。そこらをしっかり議論しておかないとこれが定数の問題や報酬の問題にも多分入ってくるようになると思うが、あわせて一緒にそこらの考え方もしっかりと皆に問題提起しておかないといろいろ発想が変わってくる。今回は住民の皆さんとの懇談会がコロナでできていないが、いろんな意見がまた出てくるのは当然あるので合わせた形での準備をしっかりとしておく必要があると思う。

○熊高委員長

大事な事だと思う。これまでも議員定数削減によって議員報酬



を検討した事もあった。報酬の議論をしたと思う。予算の編成のようなものを、ある程度準備をしてもらおうと副委員長が言ったような長期的な展望が見えてくると思うのでそこらは下準備としてぜひしてほしいと思う。

ほかに意見はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

お諮りする。令和4年度予算編成については、95.5%のシーリングなどあるが、これに付随して議会活動に影響してくるので、本日出た意見を整理しながら対応することとしたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

#### (7) タブレット (ペーパーレス) について

○熊高委員長

タブレットについてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

タブレット、ペーパーレスについては、現在中長期ヒアリングにおいてペーパーレスの提案も含めて中長期の課題として挙げている。そのヒアリングの中で、中長期的に、タブレットの導入についても考えていくべきと話をしたところである。ヒアリングの中で、ペーパーレス化については進めていくべきという方針であった。なお、ペーパーレスをしていく場合に、議会だけペーパーレス化しても意味がないので執行部と合わせて進めていく必要がある。そこが進んでいるかというところであるが、まだ進んでない状況である。これから執行部と話を詰めていきたいと思っているが、来年度の予算要求の中では含めてもよいという意見をもらっているが、予算要求できるだけの形が決まっていない。

ただ、そういった進め方をしているというところを理解いただき、今後執行部と早期導入できるよう進めていきたいと思うので報告させていただいた。

○熊高委員長

意見はないか。

目標はどのくらいを思っているのか。

○森岡事務局長

目標として、令和4年度の予算要求には間に合わない。そこまで執行部との案は固まってない。ただ、令和4年度中に導入できるように、うまくいけば補正予算に入れられる可能性があるし令和5年度の予算要求に向けて詰めていければと思っている。

○児玉副委員長

これは議運で議論していくのか。使い方とかいろいろある。いろいろ課題は出てくる。どこで議論をするのか。

○森岡事務局長

まずは議員の皆さんが、ペーパーレス化について前向きになっていただく必要があるというところでの話が前段である。要らな

いと思われているなら導入する必要はない。そこをまず確認させていただきたい。それで前に進めていくものだと思う。

まずは皆さんが必要だと判断して進めていきたい。

事務局としては、タブレット化に向けて進めていく準備はしているという中での提案である。

○児玉副委員長

音頭は誰がとるのか。事務局は準備をするのだろうが、これを説得して議員の皆さんで使わないといけないという話に持っていかないといけない訳である。流れから言ったら。その音頭をとるのは議運の委員長、議長か。

○森岡事務局長

それはやはり、議長の諮問ということもあるので議運の中の皆さんで、全会一致というようなところでないと前に進まないと思っている。

○熊高委員長

以前、特別委員会をつくって進めないと難しいだろうという話も出ていたので、全員協議会でその辺までのことを関連として伝えて、議員自らがどうしたいのかを確認した上でそういった方向に進むということころまでを全員協議会で確認できればと思うがいかがか。今副委員長が言われることは大事なことである。

○児玉副委員長

議長が、タブレットを導入したいから皆さんの意見を聞かせてほしいということでもいいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

全員協議会への報告は、議運で協議したということで、そのあと議長から議長の考え方を述べてもらうということによろしいか。

(よい)

議長よろしいか。

○宍戸議長

よい。

○熊高委員長

お諮りする。タブレットについて、内容については執行部との関係や予算のこともあるが、流れとしては、議会の皆さんが進めるという方向を出せばそっちに行くということで、その音頭は議長がとっていただくということを、全員協の報告事項の中で議長からも見解を述べていただくこととする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

## (8) 議員研修の開催について

○熊高委員長

議員研修の開催についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

ハラスメント研修とダイバーシティ研修の2点について。

ハラスメント研修については、4月以降に研修を行う。お金が

かかる場合は互助会から支出すると皆さんに決めていただいた。

今回、緊急事態宣言が開けて研修も柔軟にできる状況になってきているので、ハラスメント研修の開催に向け準備をしている。

あわせて、ダイバーシティ研修を計画している。これは先般、職員研修でLGBT研修を行った。その中の研修内容を録画したものがあるので、それを提供していただけるか執行部と協議している。提供いただければ、無料で研修が受けられる。以上提案させていただきます。

○國岡事務局次長

ハラスメント研修については、一昨日に仲介業者と調整した。11月の研修は可能か話をしたが、恐らく人気の講師で厳しいでしょうとのことであった。今の予定では12月会期を迎えるので1月の開催になると見込まれる。また来週頭にどういった方向になるかという回答が来るので、報告をさせていただきます。

ダイバーシティ研修については、ビデオをいただけるかどうかに関わっているので、また相談をさせていただきたい。ビデオの提供なのでかなり日程調整は自由にできると思う。

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

お諮りする。ハラスメント研修、ダイバーシティ研修、それぞれ実施をするという方向とする。ハラスメント研修については、講師の関係で1月ぐらいの予定。ダイバーシティ研修は、ビデオ研修で調整をして行うことで進めたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

## 2.その他

### (1) 閉会中の継続調査事項について

○熊高委員長

その他の項に入る。

閉会中の継続調査事項について、事務局に説明を求める。

暫時休憩する。

休 憩 11:57

(資料配布)

再 開 11:58

○熊高委員長

再開する。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(資料について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

市長が言われる受け取り方というところは、どうにでもいちゃもんが付けられる。屁理屈である。

説明するので委員会開けとか、言っていることとやっていることが違っていると思う。市長も予算編成についても、包括的とい

う言葉をいっぱい使っている。包括的に、生涯学習施設について、包括的に書いている。特定事項を書こうと思えば数が大量に増えてくる。よって包括的でいいと思う。市長が言う特定されないとい出られないという言い方には納得できない。

○國岡事務局次長

資料の 322 ページをご覧ください。「閉会中の継続審査事件は特定性、具体性を要しますので所管事務については事件となりません」と記されている。安芸高田市は合併から平成 21 年度までは所管事務についてということで継続調査をしており、平成 22 年度に今の形に改めた。

その解釈の仕方が、この 322 ページから 323 ページの部分であるが、解説はそれぞれいろんな解釈の仕方があるけれど、事務局は、「閉会中の審査事件は、特定性、具体性を要しますので、抽象的な意見を議決できなくなりました。やや抽象であるか、どれが具体的であるかは、当該議会が議決で判断するものであり、その範囲について明確な基準があるものではありません。一般的には、議会の議決で、閉会中の審査事件としたものですから有効とされますが、法の趣旨に合致した運用をすることが望まれます」という解釈を参考にしていた。その辺も含めて今後の取扱いについて、御検討いただきたい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

具体的に特定しないといけないという言葉が出たが、生涯学習施設ということでは具体的とは言えないのか。全部 B & G とか図書館とか名前を全部挙げないといけないのか、特定するとしたら。行政というのは何がいつ起きるか分からないからそういう特定した案件を出そうと思ったら大変だろうと思う。生涯学習施設ということでは特定とはならないのか。

○児玉副委員長

他の自治体で本市みたいなものもあるが違うところもあると言われたが、他の自治体ではどのような例があるか。

○森岡事務局長

全国市議会議長会が示してくれたものについては、今のところこれぐらいしかないということで、愛媛県松山市の閉会中の継続調査事項をいただいた。中を見ればその委員会の所管について、やはり本市と似たような感じで項目を挙げて指定している。ただし包括的に感じるところも見受けられる。本市と違うのは、生涯学習施設についてということではなくて、松山市の場合は生涯学習施設の管理についてとか運営についてとか、その確認が加わっている。そういったところは必要になってくるのではないかと思う。ただ市長においては、特定しなければ届出には当たらないのではないかという言い方なので、それはやはり双方の見解の違いなので、そのところをどういうふうに議会としても折り合いをつけるか。

○山根委員

11月5日に市長と話をした中で、どうしても平行線になる。解釈の問題で、議長もしっかりと言っていたが、地方自治法のことまで触れて、話が進んでいったが最終的にこの平行線をどうやったら、1番被害を受けるのは市民なので。市民の方々が説明を、どうしてこうなっているのか、こういうふうにもろんなことが変わっていくのというところを議会も説明できないままに、市民がそれを受け入れるしかない、それも報道でという事になってきているので、私もそここのところいろいろ考えて。市長はよく言っていないことを言ったという形で、すぐそれを基に話を進めていくときがある。それが3回くらいあった。それは言っていない、正しいとは言っていないとか言って、はっきりと返していくか、最後になって何を改められるのかというようなこともあり、私の中では個人的にはあるが、やはり松山市も付けているように、何々施設の何々という、こここのところがちょっと足りない部分ではあるのではないかという思いでもあったので、それについて委員会に持ち帰ってというような、回答をしたら、そここのところに入り込まれて、委員長の責任だということで持ち帰ったが、本日は議運で扱っていただくことで、議会としての委員長1人の話じゃないので、委員会としてだけの話でもないもので、これを、そういうことをちゃんと協議して帰るということが議会、合議体の議会ですら、そういうことを重ねていかなければいけないかというところがある。

その上で、しっかりと今後に向けて今の市長であれば歩み寄るというか、何とか正しいことはちょっと変えたぐらいではまたこれが足りないあれが足りないと言われる可能性が本当に大きいと思うので、そここのところを何とか解決できないかなというふうに感じている。

○児玉副委員長

これは、とり方の問題である。非常にややこしいが、今のサラリーマン時代のスタンダードを言われている。いわゆる民間の外に出ているところがつくるスタンダードと、特に行政は、こてこての日本国内のスタンダードだから、もともと合うわけない。日本の性善説で、日本人が相手だから理解してくれるだろうということにできている標準なので、世界で作っている標準は、相手は理解しないだろうというスタートから作っているスタンダードだから根本が違う。

今の市長があのような受け取り方をしたら、今のこの中のスタンダードっていうのは、まずあいまいな部分、市長は絶対それは恐らく小さいところまでついてこられるのだろうと思う。それを見直すとなったら大変な事になると思う。少なくとも今の所管事

務の関係は、他の自治体でまだ、そうは言っても自治体のトップになっている人がいろんな件でされている町があると思うので、多分本市と、根本的に違うような内容があるのではないかと思いますので1回調べてみるのが大事なのでは。そこぐらいしかないのではないか。

○森岡事務局長

ただし、全国市議会議長会の見解にもあるとおりにこれが正解というのがない。

閉会中の継続調査事項としてこれで届けますよ、分かりましたこれで受けますよという双方の理解があれば本市のとおりでよい。そうではなかったらそこまで書く必要も出てくるのではないか。双方の理解のもとに成り立っているものである。そういう議長会の見解である。よって、他の市町が似たような例で運用できているのは、双方の理解でありそれでオーケーだからである。

本市の場合も、今までは双方の理解のもとこれでよかった。ただし市長が代わり、これまで調査事項の中身を見ておらず、今回初めて中身を見て理解できなかった、ということである。だから難しい。

○児玉副委員長

今のようなことだから、双方理解しようと思ったら極端に言えば市長の言うように細かいとこまで書かないと議会が成り立たないというわけではないのか。そうすると今の所管事務をどこまで書いていくかであるが、例えば対象物件なのか管理方法なのか中身に関していろいろ出てくる。例えば、対象物件だけの名前を書いておいて、何かの閉鎖に関して議論なのか管理に関して議論とか、言えばきりがないが市長が言っているのは多分対象物ぐらいは記入しろという事を言っていると思うので、そこを書かないともう今から所管事務の対象にはできないということではないのか。そこまで議会がやるかどうかというのを判断しないといけないということではないのか。

○森岡事務局長

そのことも含めて。今日結論出るわけではないが、課題として進めていただく必要がある。

○山根委員

対象物をやっても、そうしたらそれの中のこれが足りないと言われる。本当に細かいところまで、やらなければ特定性がないって言われるのが実情ではないかと思う。これを解決するには、通年議会しかないと思う。

そうでないと、いざという時に委員会として動けないというところが市民のために市民の意見を、今回も本当に緊急性であった。11月15日にB&G財団に協議に行くと言われているから、その前に何とか市民の意見を届けたい、議会から質疑とかそういうこともさせていただきたいという思いで取り組んだが残念である。

- 熊高委員長 通年議会と言われたことに関して、調査項目を変えるということを経済すれば、細かくできるかというイメージと捉えたが、通年議会だったらできるという意味がちょっと理解ができなかった。それはどういうことか。
- 森岡事務局長 通年議会にすれば、1年中が会期中であるため届ける必要はない。いつでも委員会が開ける状態であるわけで所管の事務についてはいつでもできる。そういった状況になる。ずっと会期中なので閉会中の継続調査事項はいらなくなる。
- 熊高委員長 以前議長も言われていた通年議会を早くやりましょうと私も言っていたが、これができれば閉会中の継続調査事項の整理もなくなると思うが。それで全部解決できるのか。
- 宍戸議長 議運の中で、通年議会について調査研究を行っていただきたいと発言したので責務があると思っている。通年議会というのは、1回、3月議会に市長が招集したら、その年度は常に議会が開催していることになる。それはそれとしてメリットがある。今の社会情勢の中で住民のニーズが相当高度になっている中では大変良いとは思いますが、メリットはあるがデメリットもまたある。そこらをよく研究しておかないと。言葉は悪いが今の市長の中でやっていると、通年議会を逆に利用されるという・・・
- ちよつと聞いてほしい。
- 熊高委員長 申し訳ない。委員長が言わなければならなかった。静かに願う。
- 宍戸議長 通年議会のメリット、デメリットがあるのでそこらはやっぱりよくよく考えて。今の市長の考え方でいくと、逆に通年議会を見越して報告をするため、いついつ開いてほしいと要求されたときに、議会がそれは開きませんと言えない状況に逆になる。
- そういうことからして、議会としても今後の対応が複雑になってくるということも考えられるので、これは慎重な考え方を持った整理をしていくべきではないかと思う。
- 社会通念上、今の所管事務調査の内容で、これまでの市長は、誠意を持って市民に対する説明責任を果たすということもあって話をして、報告なり委員会に出席していたが、今の市長は副委員長が言われるように考え方がちょっと違うということもあるので、先ほど言ったような、通年議会を逆に、執行部の都合が良いような解釈によって要請されてくるということが、今後大きな課題にもなってくるだろうと思うので、その点についてもしっかりと、通年議会という協議を始めるならば、これはもうしっかりと考えていただきたいと思う。
- それと、通年議会では職員体制も変わってくるので、そこらの職員の人数とか、執行部職員の職務内容も相当変わってくる。それから議会を開くということになると、今では部長であるが、時

間が相当拘束されてくるので、そういうことも考えながら、市政がどのような変わり方をするかということも考えておく必要があると思う。

○熊高委員長

整理を行う。一つは、閉会中の継続調査事項についてであるが、内容についてどう書き記すかということが今回課題であった。その内容の書き方については、参考資料にもあるが、どっちが正しいとはいえない微妙な曖昧な書きぶりになっているので、そこらは今日の議論として、一定の抑えをしておかなければいけないと思う。

その関係施策として通年議会ということが出た。通年議会であれば所管事務調査が常にできると山根議員から提案があった。それに対して議長から、通年議会の提案はしてきたが、通年議会としてのいろいろな課題、いわゆる長所・短所があるという意見をいただいた。そういったところまではまとめて、今後そういったところを、さらに付け加えていく必要があるだろうということでもとめたいと思う。この辺までを、全員協議会で報告するという形のまとめをしたいが、これについて意見はあるか。

○山本優委員

通年議会はまた別の問題で、今は閉会中の継続調査事項の出し方をどうするかということかというのを決めないといけないのではないか。通年議会は他のことである。

○熊高委員長

通年議会の前に継続調査事項について、どのようにするか意見はないか。

○山本優委員

事件が起きるのがいつ起きるか分からないので、特定で書けないのがたくさんあると思う。そういうときの対応がなかなか難しいので、やはり今まで通りのやり方が1番いいのではと思う。

議会としては、そんなに変えないで今までの中身を少しは細かく何々の運営についてとかいうように、書くようにしてもいいと思うが全体的に言えば今までみたいな形でいいのではないかと思う。

○山根委員

特定されてないと、そういう話もあったので、明確な説明を5日に、「美術館であったらコロナ禍の中で感染者数が少なくなって、第6波到来の恐れがあるものの、今後は感染防止策を講じながら美術館の利用が見込まれるにもかかわらず、休館の報道が市民に対する説明もなく先日行われた。休館決定について早急に当委員会として調査する必要がある。」というようなことで、明確に理由については説明をして、その段階で一応根拠を示したということを行ったつもりではあったが、それは全然無視という、書き込みについての問題を言われているので、ある意味全国市議会議長とかに、完璧な書き込みと思われるような市の事例を聞いてみるとか、そこを確認することによってある程度こちらが申入れ



の事件について、修正を加えるということを考えるのはというのはどうか。

○児玉副委員長

ここまで市長が言われるのなら、対象物の記載をしておいて、それから管理者が代わるとかいわゆる廃止するときの議論、そういう項目は、委員会での報告を求めるみたいな、ちょっと所管調査の書き方を変えないと、今までどおりだとやっぱり市長は当然閉会中は委員会に出てこないだろうし、そういうことになるのではないかと思うのでその辺は必要になるのでは。そこらを全員協議会で皆さんの意見を聞いてみたらと思う。

○大下委員

基本的には調査事項の項目が出ている中で、事件が起こったことは分かっている、何が起きているかということが。それを細かく説明しろというのいかにがなものか。起こしたところは市長だから。それが分からないのがおかしい。その市長が起こしたことを調査しようとしているのに、その中身が分かりませんと言うのはおかしいような気がする。そこらは副委員長が言うことも山本優委員が言うことも分かる。そこは取り方である。基本的にはこの項目で出されて分からないというほうがおかしい。

○山根委員

全国市議会議長会に聞いてもらって帰ってきた言葉の中に、「間違っていない。」だから、間違っていないけど正しいともいえない。議長会から正しいですよっていう言葉がついてればつかえたのだが。ただ、法律的なところもあるしそのところどこまでやれば乗っかるのかというところを、議長会のほうでこれはもう問題のない事件の書き方ですよっていうのがあれば。

○山本優委員

自分的に、これ議会でこの内容で議決しているのだからこの内容でやってもらうしかないし、市長も分かっているはずである。

○児玉副委員長

分かっているから苦労している。分かっているのであれば苦労しないのだから。やはり皆さんに説明しようと思ったら、ここは取りようによってはどういう取り方でもできる。そうすると、市民の皆さんに説明しようと思ったら、相手を納得させないことには説明してくれないわけである。

そうするとどうしてもある程度望まれることを織り込んだ形のほうに見直していかないと。委員はここで分かっている。恐らく市内の大半の人も分かっていると思うがトップが分からないのだから。ということで、今ここで結論出どうこうじゃないので、全員協議会で皆さんの考え方を聞いてみたらどうかと思う。

○熊高委員長

ひとつは、市長もとりようによる、議会もとりようによるという曖昧なところがあるというのは、市議会議長会も認めているので、だからその辺を踏まえて今後どうするかということを議会全体の中で協議して方向性を探っていこうという議会運営委員会の報告にせざるを得ないということであるが、そういったあいま

いな報告であるがそれでよろしいか。

○森岡事務局長

難しい課題である。今日結論が出るものでもないと思っているし、次の閉会中の継続調査の議決については、12月定例会の最終日なのでまだ期限はある。全員協議会の報告については、今お話しいただいた形で考えさせていただく。

○熊高委員長

全員協議会に報告して、その後に皆さんの意見を聞いた上で12月の議会に間に合うように検討協議をするということとする。臨時の議会運営委員会も開く必要があるかしのれない。

通年議会、これは今回出さないということによろしいか。

(よい)

これは議長の持たれている課題として、議長が整理していただいて、必要に応じて提案なり提言をしていただきまた検討することとする。今回は通年議会は出さないということによろしいか。

(よい)

ほかに意見はないか。

(なし)

お諮りする。閉会中の継続調査事項については、このままの継続調査事項として出すという御意見と、細かく出していくということも必要であろうという意見があった。また市議会議長会の見解は、正しくもあり正しくもないという見解が基本的にあるため、そこらを踏まえ全員協議会に報告し、皆さんの意見を聞いた後、12月までに、また継続調査事項についての見解について、詰めをする必要があるという、皆さんの認識であったが、これに異議はないか。

(異議なし)

そのほかに皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

**【閉会 12 : 40】**

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長